

の苦心一に赤誠より出づ。聞く者感泣せざるはなし。明治十一年八月遂に縣知事の知る所となり、賞金若干を下賜せられぬ。(縣表彰録)

眞玉チヨ

チヨ女は安政元年九月十五日を以て、下毛郡中津町士族宮澤新平の長女として生る。チヨ女幼より庭訓を體し、素行方正にして温順の徳を備へ、深窓の内に人となること二十年、明治六年五月三日芳齡を以て眞玉家に入嫁す。眞玉家は西國東郡中眞玉村にあり。大庄屋を勤め、夫多賀藏は七千三百石を支配して飛ぶ鳥も落さん勢なりしが、襲職後一年餘、即ち明治二年廢藩置縣の大變革あり。多賀藏の權勢頓に地に墜ち、家道日に衰頹し、チヨ女が當家に歸ぎし時、已に許多の負債ありしが、尙表面を飾り、チヨ女入嫁後幾何ならざれば、内幕の秘密は百方新婦に知らざらしめんことを努めたり。多賀藏が苦衷思ふべし。一夜債務のために近親數名相會し相談せることあり。チヨ女をして何の議たるかを悟らざらしめんとす。チヨ女翌朝に至り、夫多賀藏、鼻文藏の前に跪きて謂ふやう、御二方とも妾に御遠慮遊ばさる、儀あるにあらずや。

願くば子とし妻として心を許し給へかし。」と。鼻の曰く、既に娶れるもの、何ぞ女として遇せざらんや、多賀藏と雖も何の隔意かあらん、必ず意に介する勿れ。」と。チヨ女意解け、直ちに立ちて、己が持ち來りし所の衣服數十點を携へ來りて、二人に請うて云へらく、願くば之を質入れし、以てお二方の昨夕よりの憂慮を消し給へ。」と。是チヨ女の篤志のあらはれし第一歩として、隣里今に傳へて美談となせり。爾來債務を辨するが爲め、田宅を賣拂ひ、多少の家財をさへ之に充てしかば、舊債は殆ど償ひ終りしも、爲めに餘財更になくなりて、チヨ女世帯をとりゆくに一層の困難を加へ來れり。而も一家の不幸はとゞまる所なく、明治十四年に至り、鼻文藏偶、中風症にかゝり、全く身體の自由を失ひ、夫多賀藏も亦身體薄弱なる上に腦充血を病み、中風症をさへ加へたれば、之が看護療養に意を用ひ、衣服の洗濯、汚物の始末に至るまで、皆一身に引受けたるに、他方には一男三女を養育せざるべからず。到底如何ともすべからざるを以て、中津の生家は之を視るに忍びず、歸復を促すこと再三なりしも、チヨ女之を肯かず。斷然子女に對する愛を割きて、二人の女には明治十五年中に、他の一女は翌年中、泣いて他家に養女に送り、それより意を専らにして日夜病鼻の枕頭に侍し、寒氣烈しき冬



夜の如きは、夜中臥床を出づること十數回、病者の手足を暖むるに至る。又同村に慈仁家某なる者あり、一日、互寒激しきを思ひ、乃ちチヨ女が身の上に及び、其の妻に命じて女服一枚、肩掛一個をチヨ女に贈らしむ。チヨ女之を拜受し、裁ち分けて舅夫及兒に着用せしめ、其の身は單衣一着に甘んじて、たゞ、舅夫等の凍苦をのみ恐る、ものの如し。其の後チヨ女、嬰兒を抱き某家に至り、前日の恩惠を拜謝し、歸路某氏の近親を過り、厚く其の惠みを鳴謝せしときの如き、實に辭令節にかなひ、言辭溫雅にして、謝意の實情面にあらはれ、對者をして感奮せしめたりといふ。

かくして家益、赤貧、今は衣服調度の數も賣るべきものなく、慘狀言ふべからず。而もよく艱難に堪へ、舅夫の奉事につとめて、毫も倦むことなし。里人皆其の孝貞を嘆美しけり。明治二十五年、舅の病終に癒えず、永眠するに及びては、弔祭を叮嚀にし、哀みの誠意を表せり。爾來夫多賀藏に事へて一層貞淑に、人に對して和順なれば、貧窮の中にも一家圓滿なりとぞ。チヨ女常に他人の非を語らず、若し人に過ちあらんか、却つて其の人の美德の方面を語りしといふ。其の人格のいかに純良なりしかを窺ふべきなり。

チヨ女の性行縣の知る所となり、表旌せらる、事明治二十四年及同四十三年の二回、同じ四十三年には、眞玉報徳會より表彰せられぬ。身士家に生れ、裕福に育ち、一度貧困に處して志操益、堅固なり。實に奇特の婦といふべし。(縣表彰錄及本校調査)

早川トラ

トラ女は文政十二年十一月、舊中津藩士某の女として生る。資性溫順、情誼に厚く、勤勉の徳を備へたり。二十餘歳にして、下毛郡今津村平民早川與四郎に嫁せり。トラ女、藩士の家に育ちしを以て、鋏鋤の事に馴れざるは固より、穀類の搗摺等甚だ不調法なりしかば、孜孜、勉以て其の業に熟鍊し、遂に其の道をよくするに至れり。與四郎及父母も其の神妙なる心懸けを頼母しく思ひ、これを愛すること實子の如し。さればトラ女も、淳くこれに事へ、孝養をさく、怠りなく、専ら父母の意を迎へて、其の意を安んせしめ、よろこびの中に、地下に瞑せしむるを得き。爾來夫與四郎に事へて至誠を竭しつ。與四郎は十五年前、小なる出店を構へ、酒類の小賣等を始めしに、間もなく、癩氣に襲はれ、寒氣に逢へば疼痛甚し。トラ女、遠近の醫師は、殘る限なく療術を乞ひ、



藥價、謝禮等に所有の耕地も漸次賣却し、尙年々春暖の候には、各地の温泉に連れ行き  
て百方看病するも、更に其の効を奏せずして、久しき間の費用の爲め、今や若干の負債  
さへ生じ、頗る貧困に陥りたるも、トラ女益、志操を固くし、夫には三飯とも必ず温なる  
を侑め、夜は終宵奉侍して、病苦を尋ね、衣服布團の洗濯、大小便の取扱等に關する、一も  
他の手を煩はさず。嚴寒の砌は、與四郎の痛を益すが故に、或は温湯を以て腹部手足  
を暖むる等、其の他の行蹟皆之に準じ、近里之を賞揚せざるはなし。されば長男與八  
郎も自ら母の徳化を受け、孝心深く、父の體を暖むるため、自ら背負ひて湯屋に通ふ習  
ひとなれり。トラ女又近隣の人に接して、義理を盡し、情誼を深うし、信望殊の外厚か  
りしとぞ。

明治十六年、病夫看護家業勉強の廉を以て大分縣より表彰せられたり。越えて明治  
二十四年一月七日病みて逝くといふ (縣表彰録及本校調査)

中 臣 ハ ツ エ

ハツエは下毛郡鶴居村字三口、中臣寅松の次女なり。明治二十七年三月七日生る。

資性温良、孝順、父寅松は人力車夫を業とし、生來酒を好み、殆ど家事を顧みざるのみな  
らず、明治三十四年頃より神經病にかゝり、妻子に對し暴行を加へ、病氣發作激しき時  
は其の亂行言語に絶す。かくの如き有様なれば、元來裕かならざる家計は一層困難  
に陥れり。且つ母ウメは四十二年六月より十二支腸蟲病に冒され、起居の自由さへ  
困難なるに至り、又祖母スエ過失により右腕骨を挫きけるが、寅松は心狂へることと  
て、かゝる事に頓着なく、同年十月他出したるまゝ、玖珠・日田・田川と流浪し廻り、音信さ  
へ更になし。姉アキは大阪なる生母ムメの叔父に養はれて同地に在りしが、生家の  
窮阨をき、一旦歸省したるも、勞働に馴れざれば更に家計を助くる能はず、程なく中  
津町向野某に嫁したり。されば家には病母ウメ及祖母スエの外、妹トミの十四歳を  
頭に、同一枝、弟勇、妹テル、同シヅエ、同ヒデコの三歳を下に、家族總て九人あり。ハツエ  
を除きては、一人として自活し得るものもなければ、生計の手助をなすものもなし。  
其の悲境實に名狀すべからず。然るにハツエは當時十五歳にして、體軀は矮小の方  
なりしが、其の氣力は成人も及ばざるばかり、強健にして、病母病祖母の介抱、弟妹の保  
護養育を其の双肩に擔ひ、奉侍孝養の傍、提灯骨の製造及其の他の賃仕事に服し、殆ど



寢食を忘るゝに至る。聞く人感嘆せざるはなし。

(一九〇)

四十三年一月父寅松は、突然田川郡赤池より、歸宅の旅費を送金せよと申越せり。孝心深きハツエは、如何にもして送金せんと欲し、近隣なる手島某に謀りしに、兎に角一應家の窮狀を知らしめし上にせよとの事に、早速右の次第を手紙に認めて送りければ、寅松も之に感せしにや、同月末茫然歸宅して、從來の非行を妻子に陳謝し、大に悔悟の實を表せしに依り、一家大に喜び勇みし甲斐もなく、頓て寅松は身體衰弱し、病勢進みて打臥せしかば、一家の困阨たとへん方なし。然れどもハツエは益、精力を勵まし、只管病人の看護と稼業とにつとめしが、幸にして其の年の十月頃より、母の病狀稍、快方に赴き、父も次第に元氣づくと同時に、從來とは別人の如く、酒を廢し正業につくに至れり。爾後治療につくすこと約一ヶ年、四十五年夏以後は大に快方に向ひたるも、生計は依然困難にして、提灯骨製造原料仕入の如きは、衣服を賣却して漸く之を求むるの有様なるを以て、父母は今更の如く、悲嘆の涙に沈むと雖も、ハツエは之を勵まし、益、勇氣を振ひ心を決して、朝は拂曉より輕便鐵道敷設工事の勞働稼に出行き、夜は十二時に至るまで提灯骨製造に精勵し、以て家道を恢復せんとせり。其の志操の固く、

孝養の誠より出づるを見込みて、偶、他より縁談の申込あるも、弟妹未だ幼少にして一家心配なればとて諾はず。孜孜として勞働をつゞけ孝養をなし居れり。年齢未だ二十を越ゆるばかりにて、一家を思ふの志固くして奪ふべからず。稀に見る孝子として、郷黨齊しく賞め稱へて措かざりきといふ。明治四十四年以來、或は下毛郡長より、或は縣知事より、さては大分縣教育會長より表彰賞與せらる。世に珍らしき孝女といふべし。(縣表彰錄及本校調査)

## 大坪シカ

宇佐郡六郎丸村農大坪量造の妻シカ女は、嘉永元年二月二日の誕生なり。資質溫順、至誠を以て夫に盡せり。明治三年以來夫量造悪性の皮膚病に苦しみ、起臥さへ心にまかせず。シカ女専ら看病に力を致し、演劇其の他の病苦を慰むるに足るものある時は、群衆の中をも愧ぢず、病夫を扶擁して之を見せしむる等、其の心を用ふる常に及ばざらんことを恐る。且つ看病の傍ら家政を整へ、家事を理め、女子にして内外の事に當りて亂れず、其の行狀實に世の模範とすべし。明治十二年九月大分縣より表彰

(一九一)



せらる。現にシカ女は老後を京都市に養へりといふ。(縣表彰錄及本校調査)

(一九二)

堀田マサ

マサ女は大分町字唐人町番外十九番堀田由藏の妻なり。夫由藏は久しき以前より不淨の病に罹り、容貌醜陋、臭氣堪へ難く、起居自由ならず。床に就くこと約七箇年、マサ女は嫌厭の顔色更になく、終始一日の如く熱誠看護をなし、且つ舅和平治に對しては、其の傍孝養怠りなかりければ、藩主より其の孝貞を彰して賞與せられぬ。後由藏は明治七年四月に至り終に死亡せり。(大分郡傳蹟錄)

高木トシ

高木トシは大分町の人宇三郎の未亡人なり。資性温厚篤實、能く婦道を守る。甥儀三郎の家であり。此の家は町内の富家にして、酒造を以て家業とす。戸主儀三郎夫婦及び其の幼子二人あり。儀三郎の實母、養母あり。叔父周平夫婦及び其の幼女あり。都合十二人の家族を有せり。かゝる紛綜せる關係によれる家庭にては、風波起

り易きが常なるに、トシ女は頼みなき未亡人の一人として、數婦の間に立ちて専ら家長を助け、諸嫂を敬し、甥姪を愛し、家事一切を引うけて己が專任として倦まず。爲めに一家能く整頓し、悉く親和せり。年々醸造の頃には數十人の傭夫あり。折節喧嘩あるも、トシ女よく説諭して和解せしむるに、皆能く悦服せざるなし。又夫宇三郎死してより、出入毎に必ず夫の位牌に向つて其の由を告ぐることに、恰も夫の生前に於けるが如し。若年より未だ曾て醜聞をきかず、近隣の貧家と雖も輕蔑することなく敬愛し、吉凶には必ず自ら赴きて加勢し、誼を交ふるを以て隣保はめざるなし。明治九年時の縣令森下景端、以て婦女の龜鑑とするに足るとなし、賞金若干を褒與せり。トシ女は明治十八年九月二十九日終に死亡す。時に七十餘歳なりきとぞ。(縣表彰錄、大分郡傳蹟錄)

油布ヒサ

ヒサ女は弘化二年十二月十九日大分市字大分に生る。孝心深き性にて、弟由藏とともに父後右衛門に孝養を盡せる美談こそあれ。はじめ父ひさしき以前より中風症を煩ひ、藥餌の費えは多く、別にとり入る、資とて

(一九三)



多からざれば、家漸く貧しくなりけるを、ヒサ女木綿を織りて、これを衣食の資となし、由藏勤仕より歸れば、専ら看病にのみかゝりて父を慰め、姉弟心を戮せ力を盡し、病父の介抱の外他事なかりしに、病勢益々重り來て、今は褥の上のみ打臥し、身體も自由ならざる有様なれば、鬱陶しくおもふらん、意を慰めんと、父が花卉を好めるを知れるヒサ女は、四時の草木を栽培し、父の觀賞に供し、また夏の日には庭に水打ち掃除して、暑氣を凌ぐべき準備をなし、背負ひ抱きなどして籬の下をめぐり、冬の日には屏風を立てて寒氣を防ぎ、その屏風には錦繪などを貼りて目を慰ましめ、また四五日ごとに風呂を焚き、いと靜かに入浴せしむ。又貧しけれども日々心して、いさゝかばかりの酒肴も、病父の好に應じてすゝめなどし、奉侍慰藉行き届き、見るもの感せざるはなかりしが、父遂に六十七歳を以てみまかりしかば、葬儀をはじめ、跡の弔ひごとも懇にしたりけり。この事時の縣參事の知る所となり、明治五年九月褒賞を賜はりぬ。爾來姉弟睦じくくらしけるが、弟由藏も明治六年六月よりは地券事務出勤を命せられ、家の事もや、心安くなりければ、ヒサ女は勸むる人のあるまゝに、同年十二月大分町宇西新町藤田儀三郎に嫁し、孝貞渝ることなく、家内も平和にくらしゆくうち、一男二女をあげ、

去る明治三十三年五月逝去せり。由藏はその後白杵葉煙草專賣所を経て、姉死去の年よりは、大分縣立大分高等女學校書記を拜命し、四十年大分町役場書記をつとめしが、今年春該書記をも辭したりき。(縣表彰錄及本校調査)



# 餘 録

## 萬 壽 姫

(一九六)

萬壽姫は忠烈巾幗者流に擢んず。口碑傳ふる所により之を記せんに、昔豊後の國司に百合若大臣といふ者あり、強力にしてよく鐵弓を引き鐵箭を射たりけり。其の長臣兄弟あり、府城の西城きて別府に居るが故に、兄を別府太郎、弟を別府次郎といひ、國政を扶け、國豊に民富めり。

嵯峨天皇の御宇、蒙古の賊共、大舉日本に攻め入らんとすとの報あり。帝大に驚き給ひ、群臣會議の結果、百合若大臣をして將軍たらしめ、官軍を率ゐて數百艘の兵船を泛べ、蒙古を征伐せしむ。蒙古大臣の勇威に恐怖し、悉く敗走したれば、海内漸く平穩なるを得たり。是に於て大臣歸國せんとするや、中途逆風の爲め、兵船多く破損し、大臣の船は筑前洋の中、玄海島に漂ひ着きぬ。然るに百合若連日の疲れ一時に發し、心弛みて始めてすやくと熟睡しつ。大臣快く睡に入る時は、普通醒めざる事三日三夜に及ぶ。別府兄弟已に之を知るを以て、時至れりとなし、近臣及諸兵を語らひ、大臣が

弓矢及戎衣佩刀など悉く奪ひ、大臣を孤島に措き、ひそかに纜を解きて歸國す。大臣漸く覺めて別府等が逆意を憤れども、歸國するに力なく、一度は死を希ひしも、命あらば會稽の耻雪げざるにあらざるをたのみ、海藻蛤等を拾ひ生活をつゞけけり。然るに別府兄弟は歸國の後、僞り奏していふやう、大臣は既に異國の城に戰死せられたり。蒙古征伐の功は吾等兄弟にあり。」と。漫に豊後國を押領し專横を極む。時に大臣の夫人大に驚き、悲嘆の餘り大臣の死を疑はしと思へども、女の身なれば如何ともするすべなし。ある日大臣の常に愛せし諸鳥を放つ、中に大臣至愛の愛鷹あり、名を翠丸といふ。これをも放つに、翠丸打ちためらひて去る氣色なし。侍女等飯を搏ちて與ふるに、翠丸いと喜び之を銜み、西に向つて飛び去りしが、遂に玄海の島に至り、例の飯を大臣の前に置きて捧ぐ。大臣も亦翠丸なるを知り、いたく歡び比へんやうなく、鷹に向つていふやう、汝が吾が爲めに運びし搏飯忝く之を受くると雖も、これ正に婦女の情のみ、一口の飯豈吾が命をつなぐに足らんや、願くば筆紙墨を送れよかし。」とて、歌一首を木の葉に血書して與へたり。翠丸これを銜みて又城府にかへる。こゝに於て夫人も大臣の在世を喜び、且つ彼の地筆墨なきを知り、紙筆墨硯等を束ね

(一九七)



て翠丸の首にかけ放つに、山杳かに海濶きを首重ければ、あはれや翠丸勞れはてて力つき洋海に溺死せり。然るに波に隨て玄海島の海岸に漂着したるを見たる大臣の悲哀限りなく、さても婦人の智の少く、この慘に至りしを歎きけり。

さる程に別府等は驕奢日を追て増長し、花鳥の使を發し、夫人をわが室に迎へんとせしかども、夫人節を守りて動かす。別府太郎大に怒り、家臣忠太に命じて夫人を萬能が池に投じ殺さしむ。この池蔣多ければ一名蔣池ともいふ。忠太夫人を殺害するに忍びず、其の情を外舅門翁かどに謀りしに、翁いたく心動きければ、其の女萬壽姫に夫人の危きを談じ、情義兩ながら説きて、夫人が命に代らんことを命ず。萬壽姫色を正して、いふやう、妾もと賤しき一少婦のみ、わが命をもて君が身に換はるを得るは復なき幸とぞ思ふなる。父よ忠のために死せしと思さば、一片の回向を給はれかし。」と。

其の志さすがに潔し。父は涙ながらに打よろこび、汝が願かなへてとらせん。世にありがたき忠烈の娘よ。」と。泣くく、萬壽姫をもて萬能が池に沈め、大臣が夫人を里深くかくまひ置きぬ。

然るに百合若大臣島にあること三年にして、壹岐の島の漁舟、風に放たれ漂着するに

あひ、計らずも助けられて歸國しけり。されども大臣が顔色黒みやつれたれば、夫人を始め臣民等に至るまで、歸國の次第も聞きもやらで、始めはいたく恐れけるが、後その大臣たること知れ渡りつ。時に別府兄弟が横暴を憎み、非義に厭きたる折柄なれば、士卒舊民の大臣に歸するもの草の風に\*



蔣山萬壽寺

\*靡くが如し。大臣頓て舊臣と謀り合せて大兵を擧げ、別府兄弟を誅し其の殘黨を平げ、國民を撫で治め、夫人を助けし忠太を始め、其の他忠臣の功を賞し、郡庄を與へて謝するなど善政至らざるなし。大臣萬壽姫が忠烈を聞き及ばれ、彼が願を重んじ、菩提の爲めに寺を建て、蔣山萬壽寺と號し、又翠丸が爲に一社を建て、御鷹の宮と號し之に酬へり。百合若大臣爾



來府城に樂みしが、漸く老衰して府城に薨せり。家臣等之を哀み、喪の禮を調へ、一堆の山をつくりて之に葬る。世に之を大臣塚と稱すとなり。

嗚呼、微たる一少女、君が夫人の危厄を救ひ、代て之がために死す。人情菲薄の今日、其の犠牲的精神に奮起する所なくして可ならんや。(豊後國志、雜城、雜誌、豐州、雜志)

鶴女

郷社八幡鶴市神社と云ふは、豊前國下毛郡鶴居村大字相原字三口に鎮座あり。中津町を距る凡一里なり。鶴市神社こそ稀世の烈女鶴女及一子市太郎を神靈として崇め祀りしものなれ。

もと鶴居村のあたり、山國川の畔に大堰あり。宿昔崇徳天皇の御宇、宇佐神領の内、千餘町の田地は此の大堰に灌漑の便を仰ぎたりしが、時にその水田を支配せしは福永城主湯屋彈正基信を始めとして以下六人の地頭なりき。當時洪水頻りにありて大堰を流潰すること度々なりければ、下流の村里は田園荒蕪し、餓死するもの甚だ多く、民の慘狀一方ならざるを憂ひ、七人の地頭は八幡宮に籠り、評議を凝らせし末、湯屋彈

正申しけるは、「水神に人柱を立てざれば堰は築留めがたしと承る。さて人柱を立てんこと如何にすべき。」と思ひ入るを、地頭の一人藍原内記進み出で、「人柱を立てんこと容易ならず、さりながら千餘町の田地、水なければ詮なき事なり。人柱の儀こそ然るべけれ。」といひければ、同萬田左京色を正し、然らば此の七人の内にて人柱に立つべし。」といへば、各、尤なりと同じぬ。さて如何にして其の人を定むべきかと神慮に伺ひ奉りしに、各、袴を脱ぎて河に流し、先に沈みたる人を定むべしと神宣あり。事定まりければ、七人の地頭時をも待たず、遙か南の小島にて袴を流しけるに、不思議や湯屋彈正の袴を先に沈みける。

茲に彈正の家臣古野源六兵衛重定が女に鶴女といふあり。時に三十五歳の壯齡なりけるが、こたび主君の難をき、て思へらく、洵に是れ主家空前の大事なり。多年恩顧を受けし家臣どものありながら、むざ／＼主君を人柱に立つる事やはある。妾こそ女なれども、君の鴻恩を受けつるは人にゆづらず、而も今や父に後れ、夫をも先立て、ある甲斐もなきこの身なれば、この時こそは君恩の萬一を報ひ奉り、御身代りいたすべきのよき機なれ。」と、直ちに彈正に見參し、この決志を明しけり。その時伴ひ居た



る一子市太郎、まだ十三の弱年なるが、進出でて申すやう、拙者こそ幼年なれども、主君の馬前に死するは武門の譽と承る。さればこたびこそ、主君は申すも更なり、母上も是非とも御止りありて、拙者を御身代りになし給へ、かくて忠孝二つを全うしたし。と、眼もうるんで見えけり。母も涙にかきくれつ、神妙なり市太郎、幼年なれども流石は武士の子、忠孝共に親に勝れり。よしさらば、汝妾と共に主君の御身代りを勤めなんや。」と、語も嚴かに申し聞かするに、市太郎も、さらば是非にも伴ひ給へ。」と、覺悟の色見れたり。鶴女この由主君へ言上に及びければ、彈正これをき、て、幾度か謝絶し、幾度か叱咤すれど、更に止るべくも見えず、扱もさても汝等は、親といひ子と云ひ比類なき忠孝ものよ。今は親子の決心抜くよしもなし。忝し汝等親子。」と感激し、遂に其の事を許しつ。且つ新しく齋室をさへ築造して親子の者に與へければ、親子は大に悦び、沐浴齋戒、身を潔め、心を静め、かくて一七日の斷食も終りぬ。用意の輿に打乗り、かの大堰の口に行き、髪の結目よりふつと切り、暫く石に腰を懸け、堰の方を伏し拜み、日本六十餘州大小の神祇、さては産土神を遙拜し、見送れる七人の地頭に訣別の盃をなしぬ。其が忠烈の最後を送らんとて集ひ來りし數萬の人々は、皆涙をのみて

聲だにたつるものはなし。時に見送りに來りし地頭は口々に、さても神妙なる汝等親子よ、死後は永く當社に齋き奉りて水道守護神と仰ぐべし。二神も冥護を垂れ給へ。」と涙ながらに申しければ、二人も深く心に誓ひ、雙方訣別も相すみければ、又かの輿に乗り、物靜かに目を塞ぎたるを觀たる雲霞の如き老若は、一時に慟哭したりとなん。斯くて輿丁はしづくと昇行きて、あはれや堰の中央の水底にぞ下しける。時維保延元年八月十五日なり。

それより七人の地頭相謀り、二人の名の頭字、鶴と市とをとりて、八幡鶴市神社と號し、水道守護神と齋きまつりければ、今日まで沖田千餘町の田面、水沾れ水汎る、憂なく、村里の人々朝夕の水に不自由なきとぞ。餘事を論せず、げに孝子の家に忠臣出づとか。至誠凝りたる忠烈の、あにひとり婦女のみの龜鑑といはんや。因に、古野源六兵衛重定湯屋彈正に奉仕する時の歌あり、

君臣の契り結びし今日よりは

みづく草むすかばねとぞ思ふ。

重 定



土 師 氏

土師氏に女あり。其の母酒を嗜めども、家貧しきこととて酒に飽かしむるを得ず。女苦心慘愴漸く給することを得たり。或る時白眉の一老翁來り、女に教へていふやう、汝は母に酒を薦めんため、心を痛むる様實に至孝のことなり。吾其の行に感せしが爲めに汝に教ゆることこそあれ。わが指ざす方に醴ひよぎけの出づる泉あり。滾々と湧き出でて盡くることなし。これ酒に代へて用ふべく、且つ齡を延べ疾をも癒すべきぞ。」と。女夢に夢みる心地しつ、直ちにその山の下に走りゆき、あまねく探し求むるに、岩の罅目に清泉湧出づるあり。試みに之を掬びて味ふに、醇美なること限りなし。女大に喜び、日々之を汲みとり母に給するに、母いたく満足せりとぞ。閭里これをきき傳へて、皆其の徳を稱し、至孝の神に感應せしなりとて、爾來之を「酒井」と名づけけりとなり。(豊後國誌)

大分縣婦女善行錄 終

大正四年十一月五日印刷

大正四年十一月十日發行

(非賣品)

編輯兼  
發行者

大分縣立大分高等女學校校友會

右代表者

大分縣大分市大字大分十九番地  
和田 信 一

印刷者

東京市京橋區築地三丁目十一番地  
野村 宗 十 郎

印刷所

東京市京橋區築地二丁目十七番地  
株式會社 東京築地活版製造所

不許複製

202  
390



